

○経済産業省令第九十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の様式中「㊦」を削る。

一〇六 「略」

- 七 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）様式第一から様式第六まで、様式第九、様式第十、様式第十二、様式第十六、様式第十七、様式第二十五、様式第二十七、様式第二十九及び様式第三十一

- 八 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第十三の二、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十九、様式第三十一、様式第三十三、様式第三

十五、様式第四十一及び様式第四十三

九 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十三から二十六まで、様式第三十及び様式第四十七

十 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十四から様式第二十七まで、様式第二十九の二、様式第三十一、様式第四十八、様式第五十五の八及び様式第五十五の十から様式第五十五の十一の二まで

十一・十二 「略」

十三 特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）様式第一、様式第二、様式第八、様式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七

十四〜十六 「略」

十七 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）様式第一から様式第三まで、様

式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及び様式第三十四の十一の二

十八 「略」

十九 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）様式第

一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、様式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六

二十～二十二 「略」

二十三 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六

第二条～第二十六条 「略」

（容器保安規則の一部改正）

式第三十七から様式第四十まで、様式第四十六中「㊦」及び「3 氏名を記載し、押印することによって代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「4 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一、様式第十九の四及び様式第二十七中「高圧ガス保安協会 印」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第十二中「指定完成検査機関名 印」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第十九の五中「指定輸入検査機関名 印」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第二十八中「指定保安検査機関名 印」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第四十三の二中「㊦」及び「3 「」内は該当する一機関名を記載すればよい。」を削り、様式第四十七及び様式第四十八中「都道府県知事
指定都庁の長」を「都道府県知事
指定都庁の長」に改める。

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第二十九条 液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八

、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十七の二、様式第二十七の三、様式第二十八から様式第二十九まで、様式第三十一から様式第三十七まで、様式第三十九、様式第四十、様式第四十三、様式第四十五、様式第四十九、様式第五十一から様式第五十四の三まで、様式第五十四の六、様式第五十四の七及び様式第五十七中「㊤」又は「印」及び「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」

この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十九、様式第二十七の四及び様式第四十一中「高圧ガス保安協会 印」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名 印」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第二十七の五中「指定輸入検査機関名 印」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第四十二中「指定保安検査機関名 印」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十七の二中「代表者 氏名 印」を「代表者 氏名」に改め、「4 氏名を

記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第五十八から様式第五十九まで中
「都道府県知事
印」を
「都道府県
知事
印」

県知事
市の長
に改める。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第三十条 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十八の二、様式第二十八の三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十二、様式第三十三から様式第三十八まで、様式第四十、様式第四十一、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五の三まで、様式第五十五の六、様式第五十五の七及び様式第五十八中「都」及び「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「4 氏名を記載し、押印する

ことに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」

「5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十九、様式第二十八の四及び様式第四十二中「高圧ガス保安協会 印」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名 印」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第二十八の五中「指定輸入検査機関名

印」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第四十三中「指定保安検査機関名 印」を「指定保

安検査機関名」に改め、様式第五十九及び様式第六十中 「

都道府県知事の 指定

 印」を「

都道府県知事の 指定

 印」

」に改める。

第三十一条～第四十一条 「略」

(特定設備検査規則の一部改正)

第四十二条 特定設備検査規則の一部を次のように改正する。

様式第十中「㊦」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 この」を「この」に改め、様式第二十四中「㊦」及び「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十八から様式第二十三まで中「署名」を削る。

第四十三条～第五十一条 「略」

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第五十二条 コンビナート等保安規則の一部を次のように改正する。

様式第四、様式第七、様式第八、様式第十一、様式第十三、様式第十四、様式第十五から様式第十七まで、様式第十九、様式第二十、様式第二十三、様式第二十五、様式第二十九、様式第三十一から様式第三十四の三まで、様式第三十四の六、様式第三十四の七及び様式第三十七中「㊦」及び「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署

名は必ず本人が自署するものとする。」 「5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第五中「㊦」 「3」内は該当する一機関名を記載すればよい。」及び「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第九及び様式第二十一中「高压ガス保安協会 印」を「高压ガス保安協会」に改め、様式第十中「指定完成検査機関名 印」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第十四中「㊦」を削り、「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考3とし、様式第二十二中「指定保安検査機関名 印」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第三十八及び様式第三十九中 「都道府県知事 印」を「都道府県知事 印」 「都道府県知事 指定都市の長 印」を「都道府県知事 指定都市の長」に改める。

第五十三条～第六十五条 [略]

(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正)

第六十六条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部を次のように改正する。

様式第十、様式第十三、様式第十四、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第十八、様式第十九、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十三、様式第三十四、様式第三十五の四及び様式第三十五の五中「㊦」及び「3 氏名を記載し、押印することによって、署名することのできる。この場合において、署名は必ず本人が押印するものとする。」を削り、様式第二、様式第三、様式第十二、様式第十五の三、様式第十七、様式第二十二、様式第二十七、様式第三十二及び様式第三十五の三中「㊦」及び「2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が押印するものとする。」を削り、「1 この」を「この」に改める。

第六十七条～第九十二条 〔略〕

(国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正)

第九十三条 国際相互承認に係る容器保安規則の一部を次のように改正する。

様式第五中「㊦」及び「4 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合

において、署名は必ず本人が田囃するものとする。」を削り、様式第八及び様式第十二中「㊦」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が田囃するものとする。」を削り、「1 この」を「この」に改め、様式第十六から様式第二十一まで中「田囃」を削る。

第九十四条～第九十六条 「略」

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正

する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。